*生活保護を受給している皆様へ*

京 都 市 保 健 福 祉 局
京都市保健福祉センター

# *令和8年10月からの生活保護基準改定について*

生活保護基準については、国の「社会保障審議会　生活保護基準部会」における検証結果に基づくとともに、現在の物価高騰等を踏まえ、昨年度に引き続き、臨時的・特例的な措置として現行の保護基準を維持したうえで、令和８年１０月から改定が行われることとなります。

なお、令和９年度以降の生活保護基準は、国において改めて検討される予定であり、国から内容が示された後に改めてお知らせします。

## ○　改定の内容

今回の改定は、

- 生活保護基準部会の検証結果を受けて生活保護基準に特例的に加算している額を、世帯員一人当たり月額 1,500 円から、月額 2,500 円に変更（医療機関に入院中又は介護施設に入所中の方は現行の月額 1,000 円の加算を維持）する。
- この加算を行っても、他の改定に伴い現行の基準額から減額になる世帯は、現行の基準額を維持する。

とされています。

この結果、**令和８年１０月からの生活扶助費は、９月以前と比べて同額又は増額になります。**

※ 必ずしも、世帯の人数分増額する訳ではありません。

★ 増額となる世帯には、「基準額を改定します。」という記載のある保護決定通知書を同封しています。

**【生活扶助費の具体例】**

以下で示すのは、基準改定前後の生活扶助費（基準生活費）の具体例です。障害者加算、児童養育加算、母子加算等の各種加算や住宅扶助等は含まれていません。

また、収入がある場合には、収入充当額を差し引いた金額が実際の保護費支給額になります。ご不明な点がありましたら、担当ケースワーカーにおたずねください。

| 世帯類型（世帯員の年齢） | | 令和８年９月まで（これまでの金額） | 令和８年１０月以降 |
|---|---|---|---|
| 例１ | 単身世帯(68 歳) | ７６，８８０円 | ７６，８８０円 |
| 例２ | 夫婦世帯（68 歳、68 歳） | １２１，９００円 | １２３，９００円 |
| 例３ | 夫婦と子１人世帯（33 歳、29 歳、4 歳） | １５３，４００円 | １５６，０６０円 |
| 例４ | ひとり親と子１人世帯（30 歳、8 歳） | １２２，７００円 | １２４，３１０円 |

京都市 CITY OF KYOTO
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

京都市印刷物第０８１４０５号　令和８年９月発行
京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室保護担当
区役所・支所保健福祉センター健康福祉部生活福祉課